

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 地方税法及び長野市市税条例等に基づき、住民、国税庁などから提出された申告情報や事業所、年金保険者から提出された支払報告書をもとに住民税計算し、賦課決定を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務 (1)住民・国税庁・事業所・年金保険者・他自治体からeLTAXシステムや国税連携システムを利用して、申告情報を取得する。 (2)各種課税資料のデータチェックを行い、宛名情報でマッチングし、個人ごとに名寄せし、合算処理を行う。 (3)住民税の賦課決定を行い、納税義務者宛に納税通知書、税額決定通知書を発送する。 (4)納税義務者から、修正申告等がされた場合には、課税情報を変更し、税額変更通知書を発送する。 (5)必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。 (6)課税情報に基づき、申請に応じて課税内容証明書(所得証明書)を発行する。
③システムの名称	1 個人住民税システム 2 税宛名システム(税システム内機能) 3 申告支援システム 4 国税連携システム(eLTAX) 5 審査システム(eLTAX) 6 庁内連携システム(連携基盤システム) 7 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 8 中間サーバー 9 証明書発行システム 10 個人住民税申告ポータル 11 マイナポータル申請管理 12 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表において、上欄に「市町村長」が含まれている項のうち、下欄に地方税に関する事務が含まれている項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「命令」という。)第2条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表において第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっている項 ・命令第50条 <情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表において第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	財政部 市民税課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政部 市民税課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5017
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
-------------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(5)資料の取り込み ①上記(1)～(2)の紙資料については、データベース事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ②上記(1)～(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 ③上記(3)、(4)の紙資料については、システムにオンライン入力する。	(5)資料の取り込み ①上記(1)、(2)、(4)の紙資料については、データベース事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ②上記(1)～(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 ③上記(3)の紙資料については、システムにオンライン入力する。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 田口 裕一	課長 丸野 純一	事後	重大な変更には当たらない。
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 丸野 純一	課長 竹内 理恵	事後	重大な変更には当たらない。
平成30年5月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム 税宛名システム(税システム内機能) 課税原票管理システム 国税連携支援システム 国税連携システム(eLTAX) 審査システム(eLTAX) 庁内連携システム(連携基盤システム) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	個人住民税システム 税宛名システム(税システム内機能) 課税原票管理システム 国税連携支援システム 国税連携システム(eLTAX) 審査システム(eLTAX) 庁内連携システム(連携基盤システム) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 証明書発行システム	事後	重大な変更には当たらない。 課税内容証明書について、新たにコンビニ交付を開始したことによるもの
平成31年2月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 竹内 理恵	課長	事前	
平成31年2月7日	IVリスク対策		「IVリスク対策」全文	事前	
令和2年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	重大な変更には当たらない。 項目の記載漏れ及び項目ずれによるもの。
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月10日時点	令和2年11月1日時点	事前	再評価によるもの
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月10日時点	令和2年11月1日時点	事前	再評価によるもの
令和3年7月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	法律の略称変更によるもの。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)及び長野市市税条例等に基づき、以下の事務を行う。 1. 課税準備事務 (1) 個人世帯状況の整理 その年の1月1日時点の住民登録者・前年転出者・前年死亡者など、宛名システムから現状の反映を行う。 2. 課税資料受付事務 (1) 給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 (2) 公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金等支払報告書を受け付ける。 (3) 確定申告書の受領(紙、国税連携データ) 個人から提出された確定申告書を税務署を介して受領する。 (4) 住民税申告書の受付(紙) 個人から提出された住民税申告書を受け付ける。 (5) 資料の取り込み ①上記(1)、(2)、(4)の紙資料については、データ・ベンチ事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ②上記(1)～(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 ③上記(3)の紙資料については、システムにオンライン入力する。 (6) 資料のイメージ化 取り込みを行った資料データを課税原票管理システムに連携させることにより、資料をシステム内管理しオンラインで参照できるようにする。 (7) 個人の特定 取り込みを行った各種資料を特定個人情報により特定する。 (8) 他市町村への資料回送・回送資料受領 ①課税権のある市町村へ該当資料を回送する。 ②回送された資料はシステムに取り込みを行い、住居外課税をする場合には住居外課税通知書を住居地に送付する。 3. 課税決定事務 (1) 課税資料の併合 提出された課税資料を個人単位に取りまとめて、複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行う。 (2) 税額通知書の発送 課税内容から税額通知書作成データを作成し、印刷・封入封かん事業者に一括印刷及び封筒への封入・封かんを委託する。 (3) 年金保険者への特別徴収依頼 公的年金からの特別徴収対象者については、税額等を年金保険者宛に送信し特別徴収を依頼する。 4. 課税更正事務 (1) 異動・更正処理 税額通知後に就職や退職にかかる異動届の提出や修正申告書等の提出等があった場合にはオンライン入力により処理を行う。 (2) 変更通知書の発送 課税内容に変更があった場合には変更通知書作成データを作成し、印刷・封入封かん事業者に一括印刷及び封筒への封入・封かんを委託する。 (3) 年金保険者への特別徴収停止依頼 必要に応じて、公的年金からの特別徴収停止を年金保険者に依頼する。 5. 調査事務 (1) 扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。扶養親族が本市以外に居住している場合は、居住地の自治体に所得等の照会を行う。 (2) 税務署通知 本市での調査等により課税内容に変更が生じる場合、把握した課税内容を税務署へ通知する。 6. その他事務 (1) 課税内容証明書(所得証明書)の発行 課税情報に基づき、申請に応じて課税内容証明書(所得証明書)を発行する。	1 事務の概要 地方税法及び長野市市税条例等に基づき、住民、国税庁などから提出された申告情報や事業所、年金保険者から提出された支払報告書をもとに住民税計算し、賦課決定を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務 (1) 住民・国税庁・事業所・年金保険者・他自治体からeLTAXシステムや国税連携システムを利用して、申告情報を取得する。 (2) 各種課税資料のデータチェックを行い、宛名情報でマッチングし、個人ごとに名寄せし、合算処理を行う。 (3) 住民税の賦課決定を行い、納税義務者宛に納税通知書、税額決定通知書を発送する。 (4) 納税義務者から、修正申告等がされた場合には、課税情報を変更し、税額変更通知書を発送する。 (5) 必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。 (6) 課税情報に基づき、申請に応じて課税内容証明書(所得証明書)を発行する。	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム 税宛名システム(税システム内機能) 課税原票管理システム 国税連携支援システム 国税連携システム(eLTAX) 審査システム(eLTAX) 庁内連携システム(連携基盤システム) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 証明書発行システム	個人住民税システム 税宛名システム(税システム内機能) 申告支援システム 国税連携システム(eLTAX) 審査システム(eLTAX) 庁内連携システム(連携基盤システム) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 証明書発行システム 個人住民税申告ポータル マイナポータル申請管理 申請管理システム	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表 ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表において、上欄に「市町村長」が含まれている項のうち、下欄に「地方税」に関する事務が含まれている項	事前	法律の略称変更及び番号ずれによるもの。
令和7年6月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) <別表第2における情報照会者の根拠> 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの：27の項	番号法第19条第8号及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「命令」という。)第2条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表において第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっている項・命令第50条 <情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表において第3欄(情報提供先)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項	事前	法律の略称変更及び番号ずれによるもの。
令和7年6月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 庶務課 情報管理室	財政部 市民税課	事前	再評価によるもの
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 1	令和2年11月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	再評価によるもの
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 2	令和2年11月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	再評価によるもの